平成２７年（フ）第１０４１３号
東京都文京区白山１―13―７　アクア白山ビル７階、商業登記簿上の本店所在地東京都豊島区南大塚３丁目47番７号
破産者　株式会社エトウ
１　決定年月日　平成28年６月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１０６１号
東京都中野区東中野１丁目45番10―305号
破産者　Ｗｈｏｌｅｓａｌｅ株式会社
１　決定年月日　平成28年６月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１０６２号
東京都港区海岸１丁目１―１―3304
破産者　長田　康弘
１　決定年月日　平成28年６月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１６２号
東京都調布市菊野台２丁目23―１―201
破産者　波多野直通
１　決定年月日　平成28年６月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３２６号
東京都品川区南品川２丁目15―３　ＦＬＡＴ・ＡＩ　102
破産者　田中　丈之
１　決定年月日　平成28年６月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３８４号
東京都杉並区阿佐谷南１丁目12―５―313　今井方
破産者　江夏　美樹
１　決定年月日　平成28年６月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４８８号
東京都大田区西馬込２丁目16番10号
破産者　有限会社ルーム・エム
１　決定年月日　平成28年６月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４８９号
東京都大田区西馬込２丁目16―10
破産者　峯岸　伸好
１　決定年月日　平成28年６月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４９０号
東京都大田区西馬込２丁目16―10
破産者　峯岸みよ子
１　決定年月日　平成28年６月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６５７号
東京都練馬区石神井町４丁目12―37―303
破産者　横田　　元
１　決定年月日　平成28年６月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６５８号
東京都練馬区石神井町４丁目12―37―303
破産者　横田　紀子
１　決定年月日　平成28年６月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６７３号
東京都杉並区方南２丁目16―１―806
破産者　川上あゆ美
１　決定年月日　平成28年６月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６７５号
東京都大田区東馬込１丁目38―13
破産者　中村　裕子
１　決定年月日　平成28年６月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８８０号
東京都大田区上池台４丁目22―５―109
破産者　楠本　信子
１　決定年月日　平成28年６月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９５７号
東京都江戸川区一之江１丁目９番７号
破産者　有限会社キョウエーシステム
１　決定年月日　平成28年６月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９５８号
東京都江戸川区一之江１丁目９―７
破産者　佐藤　恭典
１　決定年月日　平成28年６月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１００２号
東京都葛飾区堀切１―26―19、住民票上の住所東京都葛飾区堀切２丁目18―５
破産者　椿　　武
１　決定年月日　平成28年６月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１０６３号
東京都新宿区中落合１丁目20―16　フォルマ・イースト３Ｂ
破産者　吉水亜沙美
１　決定年月日　平成28年６月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１４６０号
東京都あきる野市五日市１番地
破産者　株式会社栗原呉服店
１　決定年月日　平成28年６月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１４６１号
東京都あきる野市草花2818
破産者　安藤　　諭
１　決定年月日　平成28年６月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１４６２号
東京都あきる野市雨間591―12
破産者　篠　キヨ子
１　決定年月日　平成28年６月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１４８５号
東京都町田市本町田3486番地　藤の台団地１―45―504
破産者　石水　清次
１　決定年月日　平成28年６月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部